

別紙添付⑫

2010年3月12日

大洋リアルエステート 株式会社
代表取締役社長 堀内 正雄 様

株式会社三菱地所設計
取締役社長
小田川和鬼



御堂筋フロントタワー新築工事に係わる
御社からの問い合わせについて

この度、御堂筋フロントタワーの北側外装KOパネルについて、2010年2月26日付内容証明郵便物文書にて当社の責任についてのお問い合わせを頂きましたので以下の通り御回答申し上げます。

まず本件につきましての経緯は次の通りです。

- ・経緯1：2008年7月1日付で確認申請書(BCJ08本建確059)を提出
KOパネルに関する申請内容としては耐火認定番号(FP060NE-0076)とパネルのみの断面図を記入しております。
- ・経緯2：2008年7月10日付で確認済書(BCJ08本建確059)を受領
適正な内容として確認済書を受領しております。
- ・経緯3：2008年7月14日 新築工事着工
耐火構造認定品として提供されていた情報に基づき施工に着手致しました。
- ・経緯4：2009年12月24日 完了検査
設計監理者としては耐火構造認定品の仕様通りの製品が施工されたものと考えて(財)日本建築センターの完了検査を受検致しました。
- ・経緯5：2010年1月5日付で検査済書(BCJ09本建完151)を受領
耐火構造認定品の仕様通りの製品が施工されたものとして日本建築センターより検査済証を受領致しました。

上記経緯の後、耐火構造認定品として提供されていた情報(経緯1の耐火認定番号とパネルのみの断面図以外の情報)が誤りであることが2010年1月12日付の鹿島建設(株)から当社宛の報告により判明致しました。

詳細経緯は2010年1月21日付で開発業務受託者である三菱地所(株)様に御報告申し上げた通りです。【添付文書1、2】

すなわち、当社としては確認申請から完了検査までの手続きは適正に行っており、設計監理者としての責務は果たしていたと考えております。

尚、当社としては耐火構造認定を満たす是正が必要と考えており、2010年1月18日付鹿島建設宛是正指示書【添付文書3】、及び2010年2月17日付鹿島建設宛是正工事計画書提出指示書【添付文書4】により鹿島建設に対して指示し、その旨を開発業務受託者である三菱地所に報告しております。

以上

甲第
76号証

6

平成24年(ワ)第11134号

原告 岐阜折版工業株式会社

被告 旭ビルウォール株式会社

[Redacted]
岐阜折版工業㈱ 代表取締役専務

署名 毛利忠之

平成26年5月22日

陳述書

第1 略歴等

1. 私(岐阜折版工業株式会社 代表取締役専務 毛利忠之)は、昭和39年に鉄工二次製品の卸売を業とする岐阜鋼業株式会社に入社し、鉄鋼二次製品の営業販売の職に就きました。

昭和45年に取扱商品の製品加工及び施工をする為の工事部門を新設し、その責任者になりました。

昭和46年に工事部門を分離独立させ、岐阜折版工業(株)として、金属板による鉄骨構造組み合わせ等による屋根及び内外装の施工体制を確立しました。

昭和60年建設業界の請負方法に対する営業に疑問を感じ提案型営業を開始し、材料及び工法の相談を受け始めました。

平成2年 提案方式の営業が国内より海外の物件に認められ中華民国(台湾)のプロジェクトに多数採用されました。

① 台中火力発電所コンベアラインの外装工事 材料・工法及び施工指導

客先要望「台風に対し強度の高い外装材の形状の開発」

② 台北市地下鉄 淡水線駅舎工事 6 物件 材料・工法・施工指導

客先要望「中國風の屋根に対し曲面をもった中国瓦風デザイン。長尺金属を成型加工する方法及び施工に対するアドバイス要請」

上記工事は米国の設計コンサルチームの多数設計者と1年間に渡り材料及び形状・施工方法等を協議し、当社の技術力を認められ地下鉄車両基地も含め、当時日本国内で製造できる最高級のフッソ鋼板を川鉄鋼板（株）（現 JFE 鋼板）より大量に販売しました。

「この物件がウォルマートからの協力要請につながりました」

③ 台北市ごみ処理場 新店工場及び樹林工場 材料・工法（無足場）をドイツの設計コンサル（フィットナー社）と地組工法・ロッキング対応を確立しました。

客先要望「耐火断熱パネルを使用し山頂部に建設される建屋に対し、無足場での施工方法と使用材料の開発の要請」

平成 6 年 清水建設名古屋支店より「静岡グランシップ」現場の外装建材の工期短縮とコストダウンのため外部足場無し工法の確立要請がありました。

- ① 天然スレートの三次防水、三次元の形状をパネル地組工法「無足場工法」（この現場にて被告と初めて知りあいました）
- ② 上 80m から 60m のルーバーパネル（ロックウールパネル）の地組工法（無足場）及びこの建屋の全ての外装工事の工法開発に協力。

平成 10 年 上記現場の設計事務所「アトリエ磯崎新」の設計士より協力要請があり、東京都高齢者専門病院（現順天堂大学病院）での耐火断熱パネルも含む外部工事の無足場による施工方法を確立させ採用されました。

平成 15 年 ウォルマート社より日本進出に当たり店舗数 100 か所・配送センター 5 か所を建設する計画に、守秘義務を条件に協力要請があり、「外装断熱パネル」「断熱性の高い屋根工法」について協力・確立し採用内定を受けました。

平成 17 年 3 月ウォルマート配送センター用の耐火断熱パネルの無足場工法に対し、原告が考案したパネルに直接下地材（アングル）にリベットで止めてロッキン

グさせる方法の実物大試験を「旭硝子横浜工場」にて、世界的コンサルティング会社「アラップ社」の日本支社の協力を得て、試験費用及びコンサル料費用合計2千数百万円余りをかけ耐震用データを取得し、工法を確立させました。（甲第70号証）（甲第71号証）

2. 平成17年9月14日に鹿島主催の建材工法審査会が開催されました。

/ 建材工法審査会（甲第20号証、別件乙第41号証）は、鹿島建設名古屋支店の物件である内堀醸造での使用について、KOFウォール3種の商品説明を行った会合です。

鹿島建設名古屋支店より原告が開発した西友ウォルマートの為の耐火パネル及びロッキング工法に対し「面白い商品だから鹿島建設本社の工法審査会の評価を受けるよう」との要請があり、鹿島建設本社の技術担当部長他設計担当の方々多数による審査を受けました。結果は「目地の收まりに工夫が必要である」とされ、外部仕様には認められませんでしたが、ロッキング対応の性能には高く評価されました。

乙第41号証においては、一部被告が消し忘れた部分においても「コーナーも含め目地の工夫が必要である」と指摘され、ロッキング対応する為には、KOFウォール3種では目地の工夫が必要と評価され、「内部間仕切り仕様に限定する」と示されています（甲第20号証P1②質疑2段目、P2 3結論(1)2段目）。

この時説明した商品は認定番号0046・0063・0065の三種でした。
(甲第20号証)

/ 平成18年1月 鹿島建設「ワールド北青山ビル」現場より日建設計の仕様書による日鉄住金鋼板のイソバンドと同じ目地仕様の耐火認定番号0046を利用し、日建設計の仕様書「メタルカーテンウォールにおいて耐火構造部分で有効な耐火処理が確保できない場合などは、同様に耐火目地材を充填する」にそって目地部分には耐火ガスケットを使用しカーテンウォール工法に対応して施工するよう依頼があり請けました。これがKOFプロジェクトの基になった仕様であり、耐火ガスケット使用です。（甲第21号証）

本件ワールド北青山ビルの場合、確認済証を入手後、当時の届けのいらない「極微な変更」が適用されると判断をし「計画変更確認申請の必要はない」として施

工されたのです。設計士の責任で判断できる「耐火構造」の変更であるとして、当時一般的に使用された「目地部に耐火ガスケットの代用」で正当に進められたのです。

平成 18 年 5 月 15 日 上記鹿島建設の指示に従い、原告が耐火ガスケットを使用したモックアップ（実物大サンプル）を作成し、鹿島建設及び日建設計の多数の方の立会検査を受け合格と判断されました。原告が考案したロッキング工法、一次ファスナー・二次ファスナーを設計者及び鹿島建設の技術者に示し、採用を認められました。耐火上必要な目地幅は 15mm と仮決定され、耐火ガスケットを使用すれば良いと指示されました。（甲第 22 号証）（甲第 60 号証の 1）鹿島建設の KOF 開発に対する耐火仕様書

平成 18 年 6 月 29 日には、KOF の第 1 回目の共同開発会議が開催されました。鹿島より KOF の意味と開発目的を指示されました。

「KOF とは KO ウォールを使用したカーテンウォールのことを指す」とされ、「原告が開発した KO ウォールの目地を工夫して外部対応ができる様にする事及び原告がすでに実大試験で証明し、実物大サンプルで示した工法の確認する事が目的である」とされました。

原告は KO ウォール 3 種の認定書を開示した。

Q 共同開発のポイントは、主に目地部分でした。取付方法・構造は原告がすでに開発していたからです。カーテンウォールの工法(動き)には目地部に工夫が必要とされ、KOF プロジェクトは、KO ウォールを利用し外部使用に耐えるように目地を工夫したものでした。従って、水密・気密を重点に試験を行ったのです。

原告は、同年 12 月 15 日「KOF の本件ビルへの納入を開始しました。この時、納入された KOF は、目地幅 20mm、目地カバーなし、耐火ガスケット 2 本、連結用金物付、パネル板厚 0.6mm、シールバッカーを取り付けたものでした。（甲 7、11、35、60 の 1、60 の 2、98）。原告は、平成 19 年 4 月 20 日、KOF の納入を完了しました。

以上のように客先の要請に応じ、開発・工法を考案し、技術力と客先の信頼を培い昭和 46 年より平成 22 年まで客先依頼の物件を主に施工、全力で開発し事業を進めてきました。ところが平成 22 年 4 月 7 日に突然国交省のプレス発表が行われ原告の主力商品の耐火断熱パネル「KO パネル」の名前を騙られ、当社が今

後の事業の柱にする予定の KOF 及び KO パネル 0076・0046・0063・0065 の商品名「KO」の名前がつく全ての KO パネルを不適合と発表された事により約 40 年に渡り築いてきた原告の技術力及び客先に対する信頼を全て失い現在社員は一名となりほぼ倒産状態ですが親会社及び子供たちの資金援助を受けながら当事案（被告の不法・不正行為を明らかにする）の為に会社を存続させている状態になっています。

第2 原告と被告との争点になっている建築用語の説明をさせて頂きます。

1) KOF、KOウォール

KOF は、原告の耐火認定パネル「KOウォール」シリーズのパネルを使用したカーテンウォールのことを探し、「KOF」と「KOウォール」の違いは目地部のみです。

カーテンウォールとは、耐震壁(耐力壁)以外の壁、つまり非耐力壁のことであり、言い換えると、カーテンのように空間を仕切るだけで建物の構造には寄与しない壁のことです。

KOウォールシリーズは、目地仕様の違いによって、それぞれ個別認定を取得した4種のパネル商品です。

KOF は個別認定を受けていませんでしたが、目地幅 20 mm・目地カバーなしの他は、上記 KOウォール同様のものでした。(甲第2号証の1)

KOウォールと KOF は異なる製品です。ワールド北青山ビルに採用される目的で開発された製品です。

なお、KOF と 0076 は異なるものですが、被告が KOF = 0076 である旨述べるので、原告は、0076 の正当な開発理由を示します。

平成 16 年 12 月頃、西友ウォルマートが府中市に配送センター建設するに当たり、原告に対し、外装断熱パネルの開発協力依頼が、西友ウォルマートの設計担当会社であるフォックス&カンパニーからありました。上記建物仕様は、1 階が冷蔵倉庫、2 ~ 3 階が一般的な配送センターでした。西友ウォルマートから原告に対し、原告が認定取得したパネル $t = 200 \text{ mm}$ を 1 階に、2 ~ 3 階に $t = 140 \text{ mm}$ のパネルを使用し、外部足場なし工法での要求があり、開発をスタートしました。その後、配送センター横にスーパーマーケットを建設する計画がなされ、原告は取得済み $t = 200 \text{ mm}$ (0063) に続き、店舗向けに $t = 75 \text{ mm}$ (0065) を取得しました。原告は西友ウォルマートから平成 18 年 2 月頃 $t = 140 \text{ mm}$ の耐火認定取得

を依頼されましたが、同じ仕様であるのに厚さを変える度に認定をとらなければならぬ事に抵抗を感じ、建材試験センターにその旨相談しました。「同じ仕様であれば、基準がクリアできる限界の厚さで取得し、その厚さ以上とすれば良い」との回答がありました。それで、原告は、 $t = 75\text{ mm}$ (0076)の耐火認定を取得しました。その時点ではパネル下地の止め方はリベットであり、無足場工法対応のため、カーテンウォール工法でした。

原告としては、1階は冷蔵倉庫仕様で目地部の断熱性を高めるため、ファイバープランケットを使用し、カーテンウォール対応の為、一番内部にシリコン製のガスケットを使用しました。原告はパネルの内部面に塗装剛板を指示された為、黒いガスケットが見えないように、内部から目地を押さえつける仕様に決定し、 $t = 75\text{ mm}$ 以上の厚さで認定番号0076となつたのです。

0065は平成17年6月29日試験を受け、8月16日認定書が発行されました。0076は平成18年5月末試験を受け、7月21日認定書が発行されたものです。

2) 目地とは

イ 外装外壁材の接合部分にあたる言葉です。

外装外壁建材の接合方法には三通りあります

ロ 左右を重ねる方法（一般的には薄板外装建材・波板および角波板・スレートも含む）

ハ 左右カンゴウ方法（左右どちらかを差し込みさせる方法 厚みの厚い建材で行われる工法 一般的な断熱パネル形状）

ニ 左右どちらかに耐火目地材等を貼り付け接合部をカバーする方法（カーテンウォール工法の主流）

本件における日建設計の仕様書「インバンドと同じ目地仕様の耐火認定番号0046を利用する方法は、ニにあたりロッキング対応させるために左右の差し込み部分を改良して耐火ガスケットの仕様で耐火性能を確保する方法です」甲第60号証の1～6に示されている「鹿島建設がカーテンウォール工業会の大手施工会社トステムに書かせたワールド北青山ビルにおける耐火仕様書」は、日建設計の仕様と同じです。

ホ 目地仕様については、ロ・ハは採用された建材メーカーの施工仕様通りです。ニについては耐火ガスケット使用の場合は目地幅・シール材の種類及び水密・気密に対するシール材の性能により使用厚さ及び目地幅等は設計士の指

示となります。担当責任者は設計士及び元請・施工管理会社とシール工事専門業者です。

3) 連結用金物について

耐火パネルにとって重要な部品です。強度及び耐火を含む性能に関する商品の責任部分となり、パネルメーカーの責任です。原告が開発した部品であり、熱伝導に弱い両面鋼板パネルの表板と裏板の間隔を出来る限り広くとるため、火災時、耐火材（ロックウール）と仕上げ材の接合する接着剤は有機性が多く発火するため面板と断熱材の間に火が入り、面板剥離を避けるために考え出した方法です。しかし連結用金物が多いと熱伝導する箇所が増える為耐火性能上はマイナスになります。耐火性能上一番有利なのは片側三ヶ所、上・中・下で止めれば何も問題なく性能アップになります。しかし建材試験センターから一番不利な状態で試験を受けるように指導され、原告はこのノウハウを隠すためにも0076にはあって一番厳しい方法「ピッチ500mm」で行ないました。仮に他業者に知られ真似されても失敗する可能性が高くなるからです。しかし連結金物が使用されなければどんな優秀な耐火建材を使用しても面板剥離が起き耐火認定取得にはなりません。

4) シールバッカーについて

イ、シールとはコーティングのことであり、半鍍り状の歯磨きのような物で水密製・気密性確保のためには一番適した品物です。しかし現場にて施工する場合、使用するシール（コーティング）を押し込み式の注入器を使用して行う為使用するシール（コーティング）に合わせた厚みにする必要があり、バックアップ材を先に差し込んでおかないといくらでも入れ込むことになり、施工不良となるため、シール（コーティング）を各々の現場で施工する場合シール（コーティング）バックアップ材を取り付けることは建設業界においては常識です。シールバッカーのことをバッカーと呼んでいます。平成20年以前には耐火性の高いアスベストを含む耐火ガスケット・耐火目地材・バッカー材等も多種製造されていました。

国交省も平成20年以前は、耐火ガスケット使用の場合、耐火目地材・耐火シールバッカー等で複合耐火認定を取得している認定番号の提出で容認していました。

アスベスト使用禁止により平成20年から平成22年の間には不燃のシールパッカー材は、ほとんど開発されていませんでした。

国交省は耐火ガスケットを含む耐火目地材等の商品に対し、平成23年度までに個別認定を取得するように指導を行いました。被告もこれについて詳しい報告をしており（乙第49号証）、承知しているはずです。

それで原告は岐阜県美濃市の田中製紙株式会社と共同で黒鉛発泡シートを開発し使用する事を立案し、それを鹿島建設の野平技師長及び被告と平成21年12月3日協議し（株）タケチにて予備試験を行ったのです。

即ち、平成20年11月頃、原告は業界の会合において、KOウォール等の耐火パネルの耐火性能について、いわゆる姉歯偽装事件以降、旧耐火性能と新耐火性能の違いについて厳しい運用がなされるため、平成23年度までには新耐火性能を基準として耐火認定を取得しておいた方がよいとの指摘を受けました。

日建設計の仕様書にある耐火目地・耐火ガスケット等は旧耐火基準にて耐火設定を受けたもので、加熱した時のパネルの最高温度が260度になることまで許容されている仕様でした。しかし、新耐火基準では、最高温度が180度になることまでしか許容されず、基準が厳しくなりました。

その為、目地部のシール及びシールパッカーが可燃性のものであれば、ガスケット及び耐火目地材等に過度の耐火性能が求められています。

そこで原告は、株式会社タケチと共同で調査したところ、KOウォールの目地部分については、シールパッカーが発泡不燃性のものであれば、新耐火性能を基準として耐火認定を取得できる見込みであることが分かりました。

原告は、平成20年秋に個別認定を取得すべき旨進言した後、株式会社タケチにて8回以上予備試験を行いました。そして、当時のシールパッカーでは不適合となる可能性が高いと判断し、平成21年12月初め、開発責任者の野平氏にその旨報告しました。野平氏はそれまでの現場においては、シールパッカーについて耐火性の高いものを使用しているはずであるから、原告が提案する「黒鉛シート」を使い、ワールド北青山の試験を株式会社タケチで行う事を了承しました。

上記で述べている通り、シール工事に対する責任は設計士・元請・施工管理会社及びシール専門業者です。よって施工図面には「建築工事」又は「シール工事」と明記されています。

5) 外壁パネルの支持構造について

イ カーテンウォール工法において使用する外壁材の地震時の動きに対して支持する下地のことです。地震時にはカーテンのように吊るした工法である事により左右・上下に揺れが発生します。その揺れに対し、部品名：一次ファスナー・二次ファスナーとの組み合わせにより動きを合わせ、外壁材同士のぶつかりによる破損を防ぎます。

耐震要求強度により外壁材の支点間の距離に 1/300・1/200・1/150・1/100 と合わせ、目地幅を設計士により指示されそれぞれ目地幅が決定されます。KOF の場合一般的には耐震要求は 1/200 でシールが破損するのみの要求となります。ワールド北青山において最初の目地幅 15 mm では不安である事により目地幅 20 mm と決定されました。このように動きに対しての安全数値を確認する試験を「実物大試験」と言い、原告は全て自費によりこの数値を確保しました。このデータを無償でKOF開発プロジェクトに提供しました。この工法が優れている事を鹿島建設も日建設計も認めていたから「ワールド北青山ビル」に採用されたのです。

ロ 地震時の動きによって目地部分が圧縮されます。よってカーテンウォール工法の先進国欧米では早くからガスケットと性能の良いシール材が多種開発され、これを利用し高層建物にもこの工法(カーテンウォール工法)が施工されています。ワールド北青山ビルでは耐火ガスケット 2 本使用・水密気密の安全性確保のためにどのようなシール材が良いか試験し、シール材の材質を決定し、(株)タケチにて水密性・気密性の試験を行い (甲第 77 号証) 要求性能を決定しました。被告は「ワールド北青山ビル」に対してのタケチでの確認試験に立ち会わず、目地・耐火ガスケット 2 本使用による水密性・気密性に対したシールの厚み決定・シールバックの漏水等のデータチェックをも怠っていました。そして、現在では「シールバックも KOF の仕様でない」(甲第 7 号証) (被告準備書面 (8) P16 (イ)) などとの無責任な主張をしています。

6) 共同出願契約書について

イ 特許出願は原告が考案した一次ファスナー・二次ファスナーに対しての技術的構造及び外壁パネルを支持金物に固定する方法（ウォールマート仕様「バルブタイト」利用）で出願しています。

この契約書は鹿島建設も「KOFの製品仕様」（CD-Rom）にある「KOパネルの特製」に耐風圧試験に対し「KOウォール実大性能試験」（旭ビルウォール2005年03実施（H/67）で異常なし。OK）と記され、原告が無償で提供した資料を利用している事を認めています。（甲第60号証1-2）また、水密・気密・耐風圧性能試験（株）タケチ2006年10月・18日を利用している事を認めています。（甲第60号証1-2）

ロ 特許の技術的内容は原告の考案によるもので、被告は技術的な提供もしておらず、特許申請関係も原告一社で行ったことから、当事者の責任と義務と権利を明確にしたのがこの契約書です。

第2条（権利の取得及び維持管理）

特許再審査手続きにおいて、鹿島建設・JFE鋼板・㈱タケチ等は権利放棄をしてくれましたが、被告のみ感じなかつた為、原告はこの発明をやむなく放棄しなければなりませんでした。

第3条（権利の保全）

「第三者と係争を生じ若しくはその恐れがある場合は互いに協力しその解決にあたるものとする」に従い、被告からの「武田氏の動きを止めろ」との指示で、原告は武田氏に対し「営業妨害」で岐阜地裁に提訴しました。一方、被告はこれに背き、鹿島建設・国交省への対応で、原告との協議なく事態対応の責任者として原告を貶めるよう動きました。

第5条（製造および販売）

「本発明に係る支持構造を有する外壁パネル（以下本製品と言う）の製造は甲が行うものとする」に被告は背き、被告主導で製造管理し不当パネルを製造させました。

「甲は本製品の製造に際してはその原材料又は原部材を丁及び成から調達するものとする。」に被告は背き、部材を他社から調達しました。耐火ロックウールに至ってはどこの商品であるかもわかりません。

第10条（実施の許可）

「当事者は本発明について方法を許諾しようとする時は事前に他の当事者の文書による同意を得なければならない。」に被告は背き、「パネル製作要領書」とび「QC工程表」を無断で改造しました。

第11条（実施上の責任）

「甲は自己が製造または販売した本製品に関する技術上経済上その他いっさいの事項についてその責任を負うものとする。ただし、施工上の問題に起因する事項についてはその限りではない。」

今回は製造者責任と施工上の問題に起因するものです。被告が無断で改ざんした「試験体パネル図」で作成した不良試験体パネルが引き起こした問題であり、その製造責任者は被告です。

第12条（関連発明等）

「当事者のいずれかが本発明に関連する発明又は発案等をなす時他の当事者にこの内容を速やかに通知しその帰属及び取り扱いを協議し定めるのものとする」に被告は背き、鹿島建設が是正工事の為に新たに6種の耐火認定を取得した際、原告に何も通知していません。さらに開発メンバー全員で決定されている且地仕様を変えて現状仕様と偽り性能一覧管理責任者の立場で不当認定書を鹿島建設が取得することに協力したのは背信行為です。

第13条（秘密保持）

「当事者はいずれも本発明に関する技術情報・資料及び図面等を他の当事者による同意のない限りこれを第三者に開示もしくは漏洩してはならない。」に被告は背き、「御堂筋フロントタワー」では多数の第3者に「パネル製作要領書」とび「QC工程表」を開示しました。

第17条（協議事項）

「本契約に定めのない事項又は本契約の解釈もしくは運用について疑義を生じた場合には当事者が誠意をもって協議し円満に解決すものとする。」に被告は背き、連絡すらしてきませんでした。

以上のような契約違反により、

第14条（損害賠償）

「当事者のうちいずれかが本契約に違反した場合には他の当事者は当該違反した当事者に対し損害賠償を請求できるものとする。」により被告に損害賠償請求します。

第3 被告の主張と原告の主張との争いについて、明確な原告の主張の根拠を以下に証明します。

1) KOF仕様（現状仕様）における耐火性能の状況

イ KOFの（現状仕様）はあくまでも日建設計の仕様に基づき鹿島建設が指示して開発された目地幅20mm・耐火ガスケット2本又は1本使用でした。この仕様で個別耐火認定が取得されていないことは、開発メンバー全員認識していました。

被告自身も（被告準備書面8P2上段2）「KOFは耐火認定を受けていなかった」と認めています。また「ワールド北青山ビル」は耐火ガスケット2本使用「パイオニア新川崎」は耐火ガスケット1本使用と第三回開発会議（平成18年8月24日）に2本使用と1本使用と決定されても、性能一覧の管理責任者で耐火ガスケットの形状を管理する被告を含むメンバー全員、異議を申し立てていません。

ロ 平成20年10月21日 南久宝寺ビルの現場において（甲第27号証）アスベストの使用禁止による耐火認定試験の査定が厳しくなるとの情報により耐火ガスケットの認定仕様書とKOFの個別耐火認定は取得されていない事を話し合い、11月20日の会議においても「KOFパネル耐火実験採用」（1時間耐火認定）となっています。これによりKOFは耐火認定未取得であり、当然0076とも違う事は関係者全員認識していた事が確認できます。

2) KOパネルと耐火認定番号0076との違い

イ KOFは日建設計の仕様書により鹿島建設の指示で開発された事実（甲第44号証）（甲第60号証1~2・1~6）（株）タケチにおいて「ワールド北青山ビル」の気密・水密試験において目地幅20mm・耐火ガスケット2本シール・シールバックバーで行われている事実。（甲第77号証）以上のようにプロジェクト会議に参加していれば全て認識できていたはずです。「KOFOは目地幅20mm耐火ガスケット2本使用である」「0076は目地幅10mm普通ガスケット1本使用である」（連結金物とシールバックバーの問題は後述します）このように一目で違いは判断できているのであり、鹿島建設も甲第4号証において、10mmの目地幅で耐火ガスケットでないと述べています。甲第103号証の2・甲第109号証では大臣認定取得形状として、目地幅10mm普通ガスケット1本・連結金物シール・セラミックファーブランケットと、記されています。「御堂筋フロントタワーの現状」（ワールド北青山ビルと同じ）には目地幅20mm耐火ガスケットダブル連結金物シールと記されています。このように現状仕様として鹿島建設（開発メンバー以外）の人々にとってもKOFOと0076と違う事は判断でき、同じであると主張しているのは被告のみです。

「性能仕様一覧管理者」の責任者である被告が書いたKOFOプロジェクト性能仕様書2007年2月10日付AGBによれば、「KOFOはFP060NE-0046ロックウール保溫板充填」とされています。鹿島建設開発メンバーの沖塙課長は、「耐火ガスケットを使用して0063」としています。また、KOFOパネルプロジェクトの責任者である野平氏が論文の中でKOFOは0046と記載しています（甲第80号証 建築技術）。このようにKOウォールを基にして耐火ガスケットのみでの耐火仕様を説明しています。耐火認定については耐火ガスケットの代用で良いと被告も含め開発メンバー全員が考えていた証拠でもあります。

ロ 平成20年10月27日（甲第27号証）個別認定未取得であり、耐火ガスケットの仕様と説明し11月20日には「KOパネル耐火実験採用」（1時間耐火認定）と決定されKOFOの取得に向けての動きが始まりました。この甲第27号証は被告が別件にて提供した証拠であり、被告も鹿島建設（現場関係者）も全て

KOFは耐火認定未取得である事は認識していました。未取得と言う事は0076ではないという事です。

ハ 平成21年2月12日（甲第28号証）KOFパネルの耐火認定試験の受験について被告から鹿島建設への報告書「現状では耐火ガスケットを使用する事で代用している」また「耐火ガスケットだけでは厳しく」「対策として膨張テープの使用を考えている」と被告が鹿島建設に報告しています。

ニ 平成21年2月10日は「南麻布3丁目ビル」の工場検査日です。

鹿島建設現場関係者及び被告はKOFの工場製品検査を行っています。「施工図を利用しての検査であり目地幅20mm耐火ガスケット1本使用である。連結金物の確認もしてピッチ・数値を明確にすること。連結金物をつける理由と誰が決定したか明確にしろ」と述べています。原告はこれに対し、つける理由と誰が決定したか回答しています。

ホ 平成21年3月末 被告が耐火認定仕様0076の提出を強要してきました。しかし被告への不信感が発生していた為、平成21年2月末に「TKプランニング武田氏」との係争の中で鋼製の中にアルミ合金が含まれるかどうかの争点がありその証拠としてアルミ合金及びニッケル銅合金で耐火仕様の認定を取得した0076の認定仕様を提出する時、争点とは関係ない「連結金物」と「目地カバー」部分を「企業防衛」と「秘密保持」の目的で隠した耐火認定仕様書を作成しました。被告に提出したのはその書類です。しかし目地幅は10mmであり普通ガスケット1本使用です。シールも示している仕様です。被告は、1ヶ月前にはニにおいて南麻布3丁目ビルにおける工場検査に立ち会い、連結金物の存在・0076とKOFとの違いは明確に判断でき全て認識していました。

ヘ 被告及び鹿島建設は甲第27号証と甲第28号証によってKOFの1時間耐火試験を行う事を計画しました（甲第85号証）。実際に試験は不合格で、プラスチックボードを使用していました（甲第87号証）。しかし、被告と鹿島建設は何が原因か追究する事もなく「御堂筋フロントタワー」及び被告は「新千歳空港連絡施設」の現場でも「KOFパネル」の施工を行っています。この事は、被告も鹿島建設も耐火ガスケットを代用していればまだ問題にならないとの考えであった証拠です。

ト 鹿島建設の機密書類（甲第13号証）鹿島建設が開発関係者及び設計関係者に閲覧した書類です。前半部分は被告しか述べることが出来ない不当な開発の経緯、後半部分には実際の仕様「現状目地仕様」として、シールバッカー・連結金物の取り付けを明記されています。現状KOF仕様として連結用金物及びシールバッカーを取り付けられていた事を示す証拠です。またこの書類の中で鹿島建設は現状仕様で確認試験を行う事を考えていました。

チ 被告は前回の平成26年3月18日の期日において原告が示す正当な 甲第60号証 の CD-Rom①～②・①～⑥に対し「存在しておらず偽造である」（被告準備書面（8）P14）とか長期にわたり「CD-Romの中に存在していない」「原告の主張は失当である」とさかんに述べ、被告準備書面（4）P-4上段9よりには「原告が提出した甲60の2号証の4枚目の図はKOF研究報告書 CD-ROMで述べられている」が、記録されておらず原告の出所不明の資料を、出所を偽って提出しており証拠能力自体がないと原告の主張を無視していましたが今回原告が正当なCD-Romを提出し、被告提出のCD-Romが初めて開示されたとき被告が不当行為を行っていた事実が判明しました。このCD-Romは内容を変えることがあった場合（被告が改造した甲第101号証及びQC工程表）特記性能仕様とか開発に関する秘密事項及び外部に出すことが出来ない「ワールド北青山ビル要求性能一覧表」「KOFパネル製造原価」「各種納まり」鹿島建設開発メンバー全員が認めた原告のノウハウ、連結用金物の取り付け方法等はロックされ全ては開示できなくなる仕掛けとなっています。（鹿島建設よりこのKOFパネル製作報告書のCD-Romを渡されるときに製作者が述べた。）この事により被告はKOFに最初から連結用金物の取り付けは決定されていたと認めるべきです。被告が無視したKOF研究報告書 CD-Romの中から必要部分を提出します。

（甲第60号証①～② ①～⑥6種）

3) シールバッカーについて

イ 被告はさかんに甲第7号証と甲63号証の記載のある内容の範囲で認めると主張していますが甲第7号証も甲第63号証もシール工事は「建設工事」又は「シール工事」と明記されています。シールバッカーについては元請もしくは施工業者責任であると記されています。原告が新千歳空港連絡施設現状のパネルを取り外さない仕様で改修できる耐火認定を取りなおしたと述べていますが、事実は元請責任のシール工事において使用したシールバッカーの材質に問題がある事を、

元請東急建設の自己申告で「可燃性のシールバックナーの使用を認められ」国交省の指示通り「原因を追究し」それを改修した方法で確認試験を受け合格になり、その仕様（現状のパネルを取り外さない）で改修工事を行う事を認められ、法的手続きを全て完了された行為を被告は利用し、「耐火被覆材（マキベイ）は、後に原告が耐火認定を取りなおしたときに「横目地被覆材」を張り付けた仕様（甲第59号証）にしたのと同じ発想である」（被告準備書面（8）P-6(3)の1）と述べていますが、原告が国交省より「K0パネル」改修仕様（可燃から不燃へのシールバックナー）の取り換えでの試験に通常では行わない試験体仕様を国交省より要求され「床に接する部分（床の先端部と耐火ガスケットの間にロックウールを充填する等の層間ふさぎを施す）と日建設計の仕様に示されている事によりパネルの水平目地の接合部を試験体に作成し、高温になる試験体の上層部に水平目地を作り、非常に厳しい条件で試験を行われました。被告も同じ条件で国土交通省（以後国交省としめす）の指示で横目地のある試験を行っていた事実を甲104号証の説明部で後述します。

被告と鹿島建設が改修工事を行う為の原因追及をした上でマキベイを取り付けたと述べるなら、なぜ甲第6号証に水平目地はないのでしょうか。被告も鹿島建設も原告が目地の問題は元請及び施工者責任であるとの主張を無視し、原告のパネルに責任がある事を立証しようとして、かえって困難な事になったのです。（原告準備書面（18）2(2)上段3）

口 シールバックナーは被告自身も他の業者の責任工事であると認めていて、被告が作成した施工図にはシールバックナーの必要性を示し、取り付け位置を指示しています。（甲62の1ないし62の3）これに対して被告は、「甲28号証が作成されたのは平成21年2月12日である。「ワールド北青山ビル」の工事はそれよりも前の平成18年12月から平成19年4月である。すなわち原告が甲第28号証を用いてシールバックナーの必要性を被告が知っていたと主張するのは的外れである。むしろ、甲第28号証の内容は「ワールド北青山ビル」を含め甲第28号証以前の施工物件について、仮にセラミックテープがシールバックナーに該当するとしても、シールバックナーが取り付けられていなかつたことを示している。」と、述べています。

被告準備書面（3）P-5 下段 11～については被告の 1～3) のある事を認識しながら被告はこのようす。

甲 62

でいま

第 4 被告が故意に不適合となる事を認識して甲第 6 号証を作成していた事の説明
イ 連結金物の必要性及び重要性を認識しているながら故意に取り付けていない「試験体図」（甲第 6 号証）を書いた事実。（被告準備書面（8）P-7 上段 3 から 4）「被告は図面の作成に関与したのは本件の不適合が判明した当初の上記甲 6 のみである」と、述べています。

ロ 平成 21 年 1 月 25 日付（株）タケチでの予備試験合格報告書（甲第 29 号証）の中に示してあるシールバックカーパネル（黒鉛膨脹シート）を取り付けてある原告製造のパネルについて平成 22 年 1 月 8 日夜 8 時ごろ被告社員池田氏から電話があり「小野田氏は黒鉛膨脹シートの取り外しを考えている」と通報してくれました。それに対し被告は「何も取り付けずに出せと、指示しただけ」と、認めています。

ハ 被告は甲第 6 号証「供試体図の目地仕様は国交省がプレス発表した仕様と同じである」（被告準備書面（8）P-6 上段 12 から 14）と認めています。

ニ 被告は図面の作成に関与したのは本件の不適合が判明した当初の上記甲第 6 号証のみです。（被告準備書面（8）P-7 上段 4）と述べています。

ホ 国交省の第二回の回答において「鹿島建設より現場と同じ仕様の外壁に耐火性能（マキベイ）を高める処置を施した試験体で性能確認試験を行ったところ不合格になったと聞いていて」「通報」から「公表」までの間の調査で把握したと回答している事実。鹿島建設が行ったという性能評価機関の試験は最初に不適合になった試験であります。被告が認めている様に甲第 6 号証の目地仕様が国交省のプレス発表の目地仕様と同じである点は認めています。（被告準備書面（8）P-6 上段 13 から 14）

甲第 6 号証を被告が作成した事（本件の不適合が判明した当初の上記甲 6 である）被告準備書面（8）P7 で全て被告は認めています。

試験体パネル製造管理を行った事も被告は認めています。試験体パネルを製作するという事は「試験体図」通りに製作する事が重要であり、その管理に「連結金物についてもシールバックの重要性を認識していて原告に被告が外すことを通報してくれた」池田氏を弘化産業に派遣していた事も認めています。

以上のように被告は故意に耐火試験に落ちる行為をした事を認めています。

第5 連結金物について

イ 被告は「KOFプロジェクト会議」の中で示されている原告と被告が共同で作成し、平成19年11月に提出した「KOパネル製作要領書」および「QC工程表」（甲第11号証）また甲第60号証「ワールド北青山ビル」の「KOウォール製作要領書」の「特記仕様書参照」の中で連結金物の指示している書類の存在は知っていました。またQC工程表にも緊結金物の取り付けはNo.20に明記されていた事は事実であります。提出責任者である被告が連結金物の取り付けを知らない事はありません。全ての現場で組立て工事に対し、原告から組立て方を指導しています。

ロ 数々の工場検査において被告は全て立ち会っていて連結金物については認識していた証拠（甲第35号証）（甲第36号証）（甲第37号証）（甲第38号証）

ハ 「御堂筋フロントタワー」の現場においては「現状仕様」に連結金物ははつきり明記されています。また被告が作成した（甲第101号証）「KOパネル製作要領書」「QC工程表」には連結金物の取り付けは明記されています。被告準備書面（8）において国交省の無責任な回答及び弘化産業の常務 福武氏の陳述書（乙第22号証）を利用しての連結金物は取り付けていない「KOFの仕様」としては取り付けられていない等、無責任な反論をしていますが弘化産業がパネルを組み立てて納入した全ての現場において連結金物の存在を確認されている事実。原告準備書面（20）P.3上段2より9までに証明しています。また被告自身が提出したKOパネル製作要領書・QC工程表の内容に連結金物が明記されています。工場検査において被告自身及び多数の被告社員が連結金物の取り付けを確認していた事は明白です。

二 被告が作成した甲第 109 号証の「KO パネル現況詳細」には、連結用金物は明記されていますがなぜか「KO パネル改修詳細」には連結金物は取り付けていません。この「改修詳細図」の目地仕様は甲 6 号証の仕様と同じであります。被告も「不適合と判明したと認めている、当初の上記甲 6 のみである」「甲 6 の目地仕様は国交省がプレス発表した仕様と同じである」と認めています。この事は「国交省も特定行政庁もまして鹿島建設も」実際の仕様（連結金物及びシールバックバーの取り付け仕様）（現況詳細）で確認しろと指示しているのです。甲 6 号証の仕様で不適合が判明した事は明確であります。この甲第 109 号証の「KO パネル改修詳細」は甲 6 号と同じ目地仕様であり被告以外の鹿島関係者「御堂筋フロンタワー」現場の人々では作成できないことは明白です。

ホ 甲 103 号証の 2 鹿島建設茅野所長報告書の 2 の図面には現状仕様として連結金物の取り付けを示しています。また被告が主張する 0076 耐火認定仕様としても連結金物の取り付けは明記されている事実。この様なことは被告のみが連結金物は KOF の仕様には取り付けられていないと間違った主張をしている事になります。その理由は被告が故意に連結金物の取り付けをしない事を記入した（甲第 6 号証）試験体図である事を、ごまかすために繰り返し述べています。

被告準備書面（8）P-15 アでは連結金物の取り付けの有無「結論を言うと KOF 仕様としては認識されていなかった。「国交省が連結金物が存在しない事が判明した」と、述べているとおり現場によって取り付けられていたり、あるいは取り付けられてもピッチが異なっていたりしており、また呼び方もバラバラであった」といいます。しかし、ピッチが異なっても呼び方もバラバラであっても連結金物の取り付けは被告社員も含め全員が全ての現場で取り付けられている事は確認しています。被告はさかんに KOF の仕様としては、連結金物はないし図面にも記載されていない（甲第 7 号証）被告はさかんに図面を利用して記載はされていないと述べていますが、鹿島建設開発会議において開発メンバーに対して秘密保持を強調する事を決められています。

被告準備書面（8）P-20 ウ「KOF 仕様としては取り付けられていない」と、最後までこのように事実に反する主張を繰り返すことは被告が故意に試験体パネルに連結金物を取り付けなかった事を隠すためです。

第6 「御堂筋フロントタワー」における各種書類を被告が作成した事の証明します

イ ① (甲101号証) 「KOパネル製作要領書」のP7の記載ページは被告が作成した「KOパネル検査要領書」(甲38号証)のP4と全て同じです。原告は一度も「工場検査要領書」など作成した事はありません。全てQC工程表に基づき工場検査を進めていました。

② P7の添付表「AGB(旭ビルウォール)社内品質検査合否基準」等は原告の作成したQC工程表の項目ごとで指示を示しており、このような添付表などは書く必要もありません。この事は被告がこの甲101号証を作成し、この「社内品質検査合否基準」に従えと指示し、責任の所在が(AGB)にある事を示しています。

③ P13において「裏板の立ち上がり45mm以上」と、管理値を示しています。「添付表」に示している「裏板立ち上がり45mm」と、合計するとT=90mmとなり、T=75mmのKOFパネルには使用できないことは明白です。これは故意に熱伝導が起きることを表している証拠です。

ロ QC工程表における被告が作成した事を証明いたします。

被告が作業工程を黒塗りにしている事実。また検査担当者名も黒塗りにしています。責任会社名 旭ビルウォールと示されています。原告も弘化産業もこのようないかで黒塗りにする必要はありません。作成日についての日付には何も原因がありません。改訂日についても被告しか知りえない日付になっています。正当なQC工程表には、作成日H17年9月(KOパネルを開発した日)、改定日H18年11月(KOFパネルを関係者全員により開発した日)となっています。QC工程表により製造管理を行う事を鹿島建設設計部より指示され開発メンバー全員で確認している方法です。そのために「パネル製造者責任」と定められ原告のみの製造権を認めています。

ハ 甲109号証の改修詳細図には被告が作成した甲6号証と同じ目地仕様です。連結用金物は示されていません。この事は現状仕様で連結用金物の取り付けは確認されていて、改修詳細図に連結金物は示されておらず国交省のプレス発表の目地と同じ事を示しています。このように被告しか改修詳細図は作成する事は出来ません。

二 ①甲第 104 号証鹿島建設が被告の協力により「御堂筋フロントタワー」改修工事を行う為に取得した耐火認定書類。この中の申請仕様の表 P-2 の表下段 2 には「横目地部被覆材としてセラミックファイバーブランケット」として厚さ 25mm 以上かかり代と明記しました、P-4 には横目地の外装材と横目地部被覆材の固定用と明記されています。このことは甲第 59 号証を指摘して被告がさんざん不当にも原告を非難していた仕様と同じです。被告 準備書面

(4) P-3 上段 8 ～には、「しかしながらワールド北青山ビルの現場仕様（甲第 7 号証）（しかし甲第 7 号証は施工図である）とかかる現場仕様通りで合格したという甲第 59 号証の仕様図（甲第 59 号証は試験体図）とでは「連結金物・リベット・パッカー」等の存在が増えていており、さらにこれまでの原告の目地仕様に関する主張説明には一度として登場していない横目地への厚さ 30mm もの吹付けロックウールによる耐熱補強が加えられており、使用の類似性・近似性が認められる範囲から明らかに逸脱している」と述べられています。被告自身が連結用金物・シールパッカーの必要性を認識している主張で、故意に施工図と試験体図を比較させたり、明らかに全て認識していた反論である事は明白です。前頁 P15-1において詳しく説明しているように「現状のパネルを取り外すことのない改修工事を行う為の方法であり、原告の場合は元請東急建設の責任部分のシールパッカーの不燃性への取り換えるである」

「現状仕様と違う原告の主張は失当である」と無責任な主張を繰り返してきた主張に対し、被告自身が甲第 104 号証の「耐火認定体説明書（構造説明書）を改造していた」事が明白になりました。

現状のパネルを取り外さない改修工事を行うよう被告が製造したパネルを現状と同じと偽って、試験を受験する事を要求した事により一般的には行わない水平目地の仕様を要求されました。この試験は甲第 59 号証で、主張している甲第 6-7 号証の、性能評価試験です。この試験の申請書及びこれに関連なしで、提出する資料（当該構造方法建築材料または試験体の仕様を含む）の記載事項は事実に相違ありません。及び当該申請の構造方法は過去に同一評価の内容による試験に不合格になったものではないと誓約した上で、印紙を貼って提出する性能評価申請書です。

被告が認定書の（構造説明図）を改造した根拠です。

P 6 図一 1 横目地部の取まり図はありません。

P 8・9・10には横目地部の詳細図は一切ありません。

P 11に横目地部被覆詳細図として平面図のみがあります。

その他横目地部の詳細図は一切ありません。

これは被告が改造し、関係者に対し横目地部の仕様を国交省より指摘された事を隠す為に被告が行った不当行為です。

横目地部の仕様を指示された事により、最初の確認試験（甲第 6 号証）による不適合となつた確認試験より格段に性能が落下している事が判断できます。甲第 6 号証による試験は縦目地のみにマキベイを巻いた状態で耐火 60 分のところを 50 分しかもたなかつた。（国交省 2 回目の回答）しかし上記試験には横目地は使用されていません。横目地の仕様を条件として、実際に取り付けられている KOF パネルを取り外すことのないように、試験を行つた結果、原告が指摘している様に、非常に厳しい条件であり、被告と鹿島建設が行つた試験においては裏面に耐火材を二重三重に取り付けなければなりませんでした。その結果、要求耐火 30 分の物件においても全て裏面に耐火材を取り付ける仕様です。しかし原告は同じ条件での試験（甲第 59 号証）においてはシールバックの不燃性に変えるだけで余裕を持って要求耐火 30 分の性能を確保しています。

ホ 甲第 108 号証は、「鹿島建設御堂筋フロントタワー工事事務所」が作成した事が伺え、施工業者は㈱ニチアスとなっています。被告と鹿島建設小泉専務との覚書（甲第 96 号証）によれば、被告が改修工事を行つた事を両社とも認めています。しかし、改修工事は「耐火認定仕様」（甲第 104 号証）と異なる工法です。甲第 109 号証を見れば「KO パネル改修詳細」によれば「ドリリングタッピングねじ」は一切使用されず、固定用溶接ピンと示されています。0.5 ミリの薄板に溶接は出来ません。又、ケイ酸ソーダ溶接材・耐火接着材は約 380 度で燃えます。この様に「認定仕様」と違う施工方法で有る事は明白です。同じ現場に於いて二度に渡り耐火認定仕様と異なる工法を行つた事になり、今回はその工法を認めた関係者全員及びこの工法での改修工事を施工した業者の責任も問われることになります。

①さらに、被告と鹿島建設が耐火認定の取得のみにとらわれ、改修工事仕様を考えず強引に耐火認定取得した事により、この改修方法に問題がある事を、原告はパネル製造及び工法の発明者として以下のように指摘します。

A 耐火認定通りの改修では現状パネルの要求強度が失われている事を指摘

耐火被覆材の固定に付いて

甲 104 には、ドリルタッピングねじとして $\pi 4 \sim 5$ ・長さ $40\text{ mm} \sim 50\text{ mm}$ と記されています。縦目地留め付け鉛直方法 200 mm 以下（目地の左右を留め付ける）横目地留め付け同じくドリルビス水平方向 200 mm 以下（目地の上下を留め付ける）一般部留め付け同じくドリルビスで周辺端部 300 mm 以上 450 mm 以下となっています。留め付け方法として溶接ピン、ケイサンソーダ接着剤と示されていますが KO パネルの裏板に 0.5 mm を使用している「御堂筋フロントタワー」の現場において工事現場で 0.5 mm の薄板に溶接する事は現在の日本の技術ではできません。又、ケイサンソーダ接着剤は約 380 度以下で燃えます。しかし、被告と鹿島建設は耐火認定を取得しているのは事実です。この事は全てドリルビスで留め付けを行った事を示します。原告はこの事実を重大な問題が発生したと通知します。「立・横目地共 200 mm 以下、一般裏面 300 mm 以上二重三重に重なった部分も入れると $\pi 5\text{ mm}$ の穴が両面鋼板の裏板に 1パネル ($1\text{ m} \times 4\text{ m}$) 当たり 160 ケ所以上の穴を開けることになり、「御堂筋フロントタワー」のような高層ビル ($H 90\text{ m}$) の外装パネルに要求されている耐火以外の耐風圧及び地震時の揺れ等も強度は最初のパネル強度の約 $1/5$ 以下になります。表板と裏板の引っ張り合いにより強度を保つ方法で考案し発明した当事者として、人身事故も含む重大事故が発生する前に被告及び鹿島建設は安全確認を行う事を忠告します。改修工事施工業者が安全を考えてタップビスの工法を止め、接続性のピンで施工されれば強度の安全性は確保できるが、耐火認定通りの施工と違い最初の問題に戻る事になる改修方法です。この場合施工業者にも責任は問われます。

第 7 国交省のプレス発表以後も被告が不当行為を行っていた事を証明いたします。

イ プレス発表 4月 7 日から 4月 27 日まで池田氏を弘化産業に派遣し、試験体パネルの製造を管理させていた事実。試験体パネルの製造とは「試験体図」に合わせて製造するものです。しかし、3月末からの試験体パネル製造は改修工事用で

あり「甲104号証」のような実際に使用する事も出来ない仕様である事は、被告社員池田氏であれば非現実的な仕様である事は認識できたはずです。この様な不当試験体パネルを製造管理した事を事態対応の責任者である小野田氏も認めています。

ロ プレス発表後の4月14日に「新千歳空港連絡施設」の現場において、北海道庁の要請により元請東急建設より関係者全社に対し、KOパネルの不適合についての会議を行う為に集合依頼がありました。しかし、日建設計に設計折り込みし、取り付け工事も行っていた被告は最初から最後まで会議への出席を拒否し、協力を~~行~~う事も一切なく、「KOパネルについては、旭ビルウォールは取り付け工事を行ったのみであり、何も知らない。旭ビルウォールも被害者であり、岐阜折版工業の責任である」との見解を示しました（甲第33号証）（東急建設 本間氏談）。被告はこの会議に出席し、当法廷で述べている様な事を関係者全員に説明すれば良いものを、出席を拒否した理由は被告の当法廷での主張は建築工事関係者には通用しない事を認識していたからです。

元請東急建設・日建設計・新日軒等に被告が行った不法行為を原告から説明される事を恐れて出席できなかったのです。

ハ 被告は4月27日まで不当パネルの製造、そして4月14日の北海道庁の要請を無視し、対策会議の出席を拒否しているながら、平成22年4月21日に千葉県の曾我設計事務所に「KOパネル」の売り込みに行き、日経BPの書類を持参し「KOパネルは別の工場で作るから問題はありません。耐火認定も問題ありません」と、「新宿のヤマダ電機」の建屋に採用させる営業活動をしました。その後6月17日に被告は原告の名前を出し「原告が妨害したから耐火試験も出来なくなつた」と設計変更を申し入れ、日鉄住金の商品に変更するよう依頼しました。この事により、曾我設計の所長より原告に対し、「なぜ妨害した」と電話があり、原告が事実を報告したところ曾我氏は「旭ビルウォールはひどい会社である。そんな会社は懲らしめてくれ」と今回の証拠（甲第42号証）を提供して下さいました。

以上のように被告は、問題原因を自ら作り、原告の商品を奪うような行為をした事は明白です。

第8 本件における問題発生の経緯

- 1、平成21年12月2日原告と「TKプランニング」との裁判において原告は敗訴理由を説明「鋼製にアルミ合金は入らない」事実認定に「建築基準法違反」（第何条に違反したとも示されず）との文言があり、名古屋高裁へ控訴した事を報告、その時に平成21年8月12日に「プラスターを利用したKOFパネル」の個別認定試験不合格になったままである事を協議し、本試験を再度行うことを決め予備試験を（株）タケチにて行う事を鹿島建設・野平氏及び被告小野田氏・原告とで確認しました。被告よりアルミリベットの試験も並行して行ってほしいと要請があり同意しました。
- 2、平成21年12月9日20時48分被告小野田氏より（株）タケチの試験担当者石橋氏にメール送信がありました。「アルミリベットだけでやるべきと思います。アルミが溶けてアングルが脱落するかどうかを見たいのです。その結果で実大での本試験の参考になると思います」（甲第121号証）。なぜか、アルミリベットを気にしていた様子です。
- 3、平成21年12月中ごろ鹿島建設開発責任者野平氏より電話があり「今回の問題から鹿島開発メンバーは外された。今後は鹿島建設管理本部が担当し、処理を行う」と、通告されました。
- 4、平成21年12月25日国交省建築指導課から出頭要請があり出頭しました。
担当者高木課長補佐からは「ワールドでのアルミリベット使用の件は問題がないとは言えないが建設業界全体で多数使用されている現状であり、原告及びワールド北青山のみに指示を出すことはありません」「今後気をつけなければなりません。前日に出頭した鹿島にも同じ事を伝えた」と話され、目地の件は話にでませんでした。原告が離からの通報なのか質問したところ「答えるわけにいかないが、仙台の業者である」と知らされました。

5、平成21年12月25日（株）タケチより予備試験の結果
証）を入手しました。

①試験結果の表面加熱・裏面加熱共に合格と書かれていました。

②アルミ合金リベットは試験後の解体によって脱落した。と報告されています。

6、平成22年1月6日被告小野田氏から原告に電話があり「鹿島と協議し事態対応の責任者となつた。今後は全て指示通りに協力してほしい」と、言われ「国交省指示の救済試験試験体製作依頼メール」（甲第3号証）で被告から原告へのメール及び電話内容から被告が国交省と協議して、建材試験センターと打ち合わせたと判断しました。

7、平成22年1月6日から8日試験体製作状況確認報告書 被告社員上野氏からのメール（甲第9号証）1月7～8日 二日間で原告が試験体製作を行った確認書。板厚0.6と記されていて、連結金物タケチの試験で合格したシールバックを取り付けたものです。同日の夜、被告社員池田氏が電話で、「小野田氏が取り付けたシールバックを外すと言っている」と知らせてきました。原告は被告に不信感を持ち出荷停止し、鹿島直接の書類、試験体図の開示を要求しました。同日、東急建設本間所長から電話で「北海道庁に仙台の業者よりK0パネルは建築基準法に適合しないと通報があった」と知らされました（甲第33号証）P2「認定不具合の浮上」。

また、同日仙台の業者による同様の通報がJR東日本設計に対してもあった事を後日知りました。

「新千歳空港連絡施設」と「JR伊勢崎駅防風壁」は、被告が施工しております、両物件の情報を平成22年1月8日時点で仙台の業者（TKプランニング武田氏）に誰が流したかを考えたところ、被告に対し不信感を強く持ちました。

8、平成22年1月12日耐火試験対応の材料依頼の件 鹿島建設管理本部技術部長永野氏のメール（甲第4号証）のメール内容「毛利専務からもらった資料（被告が渡したと思います）では10mmの目地幅・耐火ガスケットではない等、現場で使用していない仕様で語られており、不審に思い正式な依頼書、試験体図を要求しました。入手するまでは出荷拒否を通達しました。

9、平成22年1月13日耐火試験用サンプル依頼書（甲第5号証）鹿島管理本部永野氏と都築課長来社「ワールド北青山ビル」実施時の製品と同じ仕様と述べながら実際には違う指示が出され、何か不正が行われるのではないかとの疑念を抱

示される説明も得られなかつたため、納得できる書類の提出を求めました。被告作成の「試験体図」（甲第 6 号証 1 から 5）を鹿島から原告へ提出されました。事態対応の責任者として開発メンバーを代表して残つた被告小野田氏の実際の仕様と違つ（連結金物シールバックを外し、KOF の仕様では取り付けたことのない「マキベイ」を取り付ける等）試験体図に対し不信感が強まり、何か別の不正目的の行為ではないかと感じ「耐火試験用サンプル、試験体依頼について」（甲第 88 号証）を示し、この書類を本社開発メンバーに送り全員で協議を行う事を要求しました。しかし鹿島建設は要求を聞き入れず出荷のみを強く求めるので「且地で起きた問題は鹿島建設の責任である」と一筆入れてもらえるなら出荷すると答えました。すると永野氏は翌日メールか FAX すると了承されました。しかし翌日夕方 4 時頃永野氏から電話が入り「一筆入れることは上から許可されなかつたので出荷をあきらめる」と言われ、試験体パネルの出荷は中止となりました。

10、平成 22 年 1 月 19 日 鹿島野平氏からの試験体用材料供給要請に対し、JFE 鋼板当時大阪支店長成田氏は、原告の製造権を考え断りました。その折、今回の要請を原告に教えないよう依頼されたとのことでした。しかし鹿島建設は JFE 鋼板上層部に圧力をかけ試験体用材料供給に成功し、発注内容 0.5mm 鋼板 12t 以上。「ワールド仕様 0.6mm」です。納入先は高木金属（株）倉敷市玉島乙島 77101-3（KOF パネル加工に無関係の会社）（甲第 10 号証）。この段階から鹿島建設及び被告は正当な KOF パネルの確認試験を行う意思がなかつたと思われます。

11、平成 22 年 1 月 20 日国交省建築指導課 高木課長補佐から出頭要請があり出頭しました。KOF プロジェクトの説明、事実関係報告・日建設計仕様書・タケチの耐火ガスケットの認定書・カタログ・鹿島のメール・被告のメール・被告作成試験体図等を提示しました。その上で高木氏は「実際に使用した仕様でない試験体パネルならば出荷を拒否する権利が原告にはある」と言されました。

12、平成 22 年 2 月 5 日建材センターの協力会社東亜技研にて武田氏との争いの為アルミ合金リベットが溶けない事を立証するため、KOF パネル（ワールド仕様）で裏面の確認試験を行いました。アルミリベットも溶けず、裏面要求基準も全て合格しました（甲第 39 号証）。

1.3、平成 22 年 2 月 15 日 別件 被告答弁書（甲第 43 号証）（甲第 50 号証）P-15
(イ) 池田の対応時間「池田は K O パネルの被告会社の営業担当であり再度の耐火試験に備えて品質の見直しや試験の為の資料作成に追われ平成 22 年 2 月 15 日から 4 月 27 日までの間、倉敷のパネル製作工場への常駐もした（484 時間）要した」と述べパネル製造管理した事を認めています。P-14 (ア) 小野田の対応時間「小野田は K O パネルプロジェクトの責任者であり事態対応の責任者として本件耐火認定不適合の解決にあたった・・・同プロジェクトの参加メンバーであった鹿島とともに耐火試験を受け直す為の打ち合わせや実験の立会等に時間を割いた」と述べられ、今回の事件の本質は被告が主導で行ったと判断できます。倉敷のパネル製造会社弘化産業は平成 22 年 2 月から 4 月の間に製造したパネルは K O パネルとは別仕様であると述べています（甲第 8 号証）。被告らは原告に無断で原告のパネルを真似たパネルを弘化産業にて製造させました。そのパネルは、板厚 0.5mm・K O F には取り付けられている（K O ウォールパネルにおいても重要な）表板と裏板の連結金物がない・可燃性のシールバックを使用したパネルでした（甲第 8 号証）。

1.4、平成 22 年 2 月 20 日 国交省建築指導課 高木課長補佐より「鹿島の現場に納入した製品は全て K O F であると証明する資料・施工図・被告の注文書等の提出」を求められ提出しました。

1.5、平成 22 年 2 月 25 日 松本産業より TK プランニング武田氏から「鹿島の品質管理部の担当者から K O パネルの表板と裏板をつなぐ連結金物のピッチについて問い合わせがあったので確認したい」との電話が入ったと、原告に報告がありました（甲第 12 号証）。

1.6、平成 22 年 3 月 30 日 鹿島と被告の原告への目に余る対応に同情した鹿島社員 A 氏が鹿島社内の機密情報を提供してくれました（甲第 13 号証）。これによると、被告主導で対応が進められている事が判明しました。P-3 パイオニア新川崎に向けた審議の中で「耐火構造に関してはすでに耐火認定取得済みとして特に審議していない」とされ、開発メンバーがいない状況でこのような主張するのは被告しかいない。またここで 0076 を鹿島に説明しているが実際 K O F が 0076 でない事は開発メンバー全員が理解していました。P-4 現状の目地仕様には連結金物シールバックが取り付けてある事が明記されています。現状の仕様で確認試験を行うことも考えていました。

1.7、国交省は、財団法人建材試験センターに指示して、鹿島建設の申し出により、本件ビルの外壁について、耐火構造の仕様に適用するか否かを確認する試験をし、その試料には、上記のパネルを用いた製品が使用されました。そして耐火構造の仕様に適合しないとの判断をしました。

1.8、平成22年4月7日 国交省プレス発表（甲第14号証）で鹿島と原告他社で共同開発したKOFは原告が取得している耐火認定0076と違う事（目地幅が広い・裏カバーがない・連結金物が付いていない）を指摘しました。

1.9、平成22年4月8日 原告、国交省と協議 聞き取りはしているが国交省は申請・申告による事実を発表したのみでありKOFパネルに対し適合・不適合の判断をしていない（被告答弁書P36（5）11）

「訴状」国交省は平成22年1月初めから今日までKOFが不適合だと判断していないとの原告主張に対し、被告は同頁下段8に「一文目は認める」とあります。

原告は鹿島建設に協力し、早急に本来の試験「目地幅20mm耐火ガスケット仕様」を行うよう指導されました。

第9 国交省のプレス発表及び回答について

1、国交省は個別の案件についての建物是正確認の権限はない。権限があるのは「特定行政」にあると説明しています（甲第33号証）。

P-5 「国土交通省への対策報告と協力要請の6」 國土交通省は個別の案件には立ち入らない。建物是正確認の権限は北海道住宅局建築指導課にある事と述べられています。これは新千歳空港元請東急建設に国交省の担当官が述べた言葉です。

2、国交省は「KOウォール」を用いた外壁は既存のKOFパネルFP060NE-0076の耐火構造の認定仕様と比べて3項目の違い（目地部カバー材が存在しない。目地幅が認定仕様よりも広い。連結用金物が存在しない）があり、耐火構造の仕様に適合しないとして、7物件全て耐火要求1時間の仕様であり同じ仕様として公表しています。

3、第2回の回答において連結用金物が存在しないことをどの様に把握したかの質問に対し回答「KOウォール」を用いた外壁を使用した7物件の所在する特定行

政府を通じて調査を行ったところ、外装材の連結用金物が存在しない場合があることが判明したと、答えています。ならば、7物件の内存在する場合の物件は発表から外さなければならないがそのまま発表しているのは不思議です。

上記1, 2, 3の事実に基づいて以下のように事実に反し不正確な発表及び回答であることを証明します。

イ 7物件の内耐火要求1時間は2物件で、耐火要求30分は4物件です。又、目地仕様も耐火ガスケット2本と1本の違いがあります。まったく目地の無い「南久宝寺ビル」でも目地幅が広いことになります。個別の案件について建物是正確認の権限を有する特定行政庁は建築確認申請書を受理しているから当然個別の案件の施工内容については把握していかなければなりません。鹿島建設も7物件全て施工工事を行った被告も個別の案件の内容は把握している立場にあります。しかし、国交省は全て同一の仕様として不適合と発表しています。この事は、国交省が特定行政庁とのヒアリングは行われず、関係者（原告は発表の内容と違う事を証明していたから除く）とのヒアリングにより7物件全て同じ仕様として判断したと回答している不思議。国交省は第二回の回答で「KOウォール」を用いた外壁を使用した7物件の内1物件については鹿島建設より現場と同じ仕様の外壁に耐火性能を高める処置を施した試験体で性能確認試験を行ったところ60分の耐火性能にたいして屋外側加熱約50分、屋内側加熱約40分で不合格となつたと聞いている。またこの事は通報から公表までの間の調査の中で把握したと、述べています。

被告が弘化産業にて「試験体図」（甲6号）に基づく不当な試験体パネルを製造した当初製造のパネルを利用し平成22年2月15日から2月末までに行われた性能確認試験あり、この確認試験において不合格となり、不適合と判断されたことは明白です。この確認試験において被告が平成22年1月6日に原告に送ったメール（甲第3号）で述べているように「事前に飼たい」解体調査をするために一枚別途必要と指示しています。これは連結用金物がついているか調査されることを認識しているながら、連結用金物を取り付けないパネルを一枚提出したという事です。この性能確認試験は国交省にも報告されていました。被告も平成25年1月16日付被告準備書面（3）P-2(3)において「鹿島建設が国交省に対しワールド北青山ビルで使用した外壁KOFが0076と申告した事及び建材試験センターで確認試験をしたことは認める」と、被告自身が全て認めていました。この性能確認試験は鹿島建設が最初に行った確認試験で不合格となつた仕様であり、甲第6号証の仕様と同じであると認めています。（被告準備書面（8）P-7上段3から4）「被告は図面の作成に関与したのは本件の不適合が判明した当初の上記甲6号のみである」と述べています。この様に個別の案件に対し、建物是正確認の権限があり、その建物の建築確認書を受理し、7物件全ての施工仕様を把握している特定行政庁とのヒアリングでの判断ではありえません。国交省は、特定

行政庁とのヒアリングは行われておらず、鹿島建設が行った性能確認試験が不合格であった事で、鹿島建設及び被告へのヒアリングにおいて「御堂筋フロントタワー」での是正工事の正当性を立証するために個別の案件でなく7物件全て同一の仕様として要求耐火1時間不合格・不適合であり、全てKOFパネル0076の仕様であると誤った申告をしたからです。また国交省は平成22年2月に鹿島建設が行った性能確認試験で不合格となつたことを認識していながら平成22年4月7日まで公表を行わなかつたのは何故なのでしょう？

被告が「御堂筋フロントタワー」での是正工事の為に現況のKOFパネルを取り外すことがないように、現状のKOFパネルと偽って水平目地の仕様を用いた試験を行うことを指導されて行った試験により取得した耐火認定書「甲104号」の受験日は平成22年3月24日～25日です（甲第111号証P8下段12行）。3月24～25日の受験において耐火認定書の発行が決定したことを確認してからプレス発表を行つた不誠実な行為です。また現状のKOFパネルに連結用金物はついていないと公表しながら、現状のパネルを取り外すことのない条件で受験して取得した甲104号には連結用金物は3本取り付けてあります。国交省の第一回回答で鹿島建設が本件において改修工事を行つたことを認めています。又、被告は現状のパネルと偽って取得している甲104号証を利用して現状パネルに不正取得した耐火認定仕様マキベイ・その他耐火材を取り付けた改修工事を行つたと不正な報告をしています。

第10 国交省のプレス発表について

国交省が不適合と判断した根拠と述べる「特定行政庁と関係者に対してのヒアリング及び現地調査」の事実は何も立証されていません。

国交省が不適合と判断したのは、鹿島建設が「指定確認検査機関」より指示された確認試験に原告製造の試験体パネルではない被告製造のパネルを使用し、被告も被告準備書面（3）で「鹿島建設が0076と申告し、確認試験を建材センターで受験したことを認めている」。また、「鹿島建設が最初に行つた確認試験で不適合となつた仕様であり、甲第6号証の仕様と同じである」（被告準備書面（8）P7上段3）と、被告も証言しています。これは被告及び鹿島建設が故意に不適合になる仕様（連結金物なし・シールバックなし）で不法に確認試験を受験し不合格となり不適合と建材試験センターより判断されたのです。その試験結果を国交省に報告し国交省も鹿島建設が性能確認を行い不合格になつたと聞いています。この時にKOFと0076とは明らかに目地幅及び使用ガスケットの厚さ・種類も違うことを認識していながらKOFは0076であると鹿島建設に被告が報告させたとしか考えられません。

上記のように被告主導で行った不法不正行為が平成22年4月7日の国交省の
プレス発表の基になったことは明白です。

第11 被告自身が不適合であることを認識していながら行った不法・不当行為

- ① (甲第3号証) 被告自身が国交省及び建材試験センターと協議し、原告に対しKOパネルの「試験体パネル製作依頼」を行い「ワールド北青山ビル」と同じ仕様・構成(鹿島建設と原告と他3社で共同開発した仕様)で確認試験を受けると指示しておきながら仕様が違うKOパネル製造を企てました。
- ② 上記試験のために作成された「試験体供試体図」(試験体図)(甲第6号証)では現場仕様で使用されている「連結金物」及び「シールバッカー」を取り付けていない図面であり、現状では使用されていない「マキペイ」を取り付けた試験体図(甲第6号証)を被告は作成しました。
- ③ 原告が被告に不信感を持ち「KOパネル」の出荷を拒否した後、被告自ら「弘化産業」にてKOパネルを真似たパネルを偽造させ、鹿島建設に自己申告による確認の為の試験を「建材試験センター」又は「三生技研」で行わせ、国交省に不適合と判断させる資料を提出させました。
- 上記確認試験時、被告はパネル製造依頼書(甲第3号証)に記してあり、解体検査の為に一枚余分に提出することを認識していながら「連結金物」を取り付けなかったことが国交省の発表により明白になっています。
- ④ 被告が甲第6号証を基に製造した不当な試験体パネルを利用して行わせた最初の確認試験において不適合と判断され、この甲第6号証の仕様が「現状のKOパネルの仕様と判断されてしまった」これは被告が全て認識したうえでの行為で非常に悪質です。
- ⑤ 被告が鹿島建設に「KO Fパネルは耐火認定番号0076であり、原告によって騙された」と説明したうえで鹿島建設に間違った申告をさせ、KO Fパネルは0076であったとの公表になりました。しかし鹿島建設と被告、そして国交省も現状の仕様通りと指示しながら「鹿島建設永野氏は10mm目地・耐火ガスケットと違う」と述べ「御堂筋フロントタワー」の現場においては認定仕様として詳しく0076の仕様(連結金物の取り付けも含む)を認識していました。又、現状仕様として連結金物が取り付けられているのを知りながら国交省のプレス発表の内容に誰も異議を申し立てていない事実があります。この事は事態対応の鹿

島建設技術管理本部担当者は開発について何も知らず、各々現場状況も理解しておらず、ただ事態対応の責任者である被告の指示通り行った事が推察されます。

以上のように被告が製作した甲第6号証の試験体図によって製造された不~~当な~~試験体パネルによって鹿島建設が受験した「性能確認試験」において不合格となり、その報告書の基に国交省は「鹿島建設と原告他3社が共同で開発した（KOパネル）は不適合」と発表されました。又、原告を除いた被告と鹿島建設のみのヒアリングにおいて「KO Fは00766である」と被告は鹿島建設に申告させました。

⑥ 被告が「甲第6号証の仕様が現状の仕様である」と申告したことにより、被告が製造管理を行った試験体パネルでの数々の各種試験で不合格になり国交省も建材試験センターも正当な現状仕様が何であるか判断できなくなり、プレス発表後原告に対し早急に鹿島建設と共に確認で確認試験を行うよう指示を出されましたが、鹿島建設の事態対応メンバーから拒否されたことにより原告は不当商品を鹿島建設に納入した業者であるとのレッテルを張られ正当な商品であると証明する権利を奪われてしまいました。

第1.2 「ワールド北青山ビル」「御堂筋フロントタワー」での現状仕様で正式な確認試験を行えば合格することを以下に述べます

イ 甲第29号証、（株）タケチでの予備試験（本試験を受ける前の予備試験であり過去にはこの予備試験に合格すれば耐火認定を取得する可能性の高い試験）。この試験において表面・裏面共耐火1時間試験に合格と明記されています。

ロ 甲第39号証、建材試験センターの協力会社東亜技研の（KOパネル）裏面加熱試験。アルミリベットも溶けず裏面試験の基準にも合格していると報告されています。これは国交省に原告単独でのKOパネルの確認試験の受験を拒否されたことにより裏面加熱の試験のみ行いました。

ハ 甲第59号証 国交省の指示で要求耐火30分の試験しかできなかったが通常行われない水平目地（横目地）仕様を指示されたことにより非常に不利な条件での試験となりましたが余裕を持って合格しました。

ニ 甲第122号証 原告の主張の正当性を証明する為に行った試験

民間ではありますが東亜技研と同じレベルの試験体炉の（株）北星ゴムでの1時間耐火要求試験に合格しています。水平目地を加えた甲59号証の試験評価で

は最高温度（33分）148度となっていますが甲122号証では33分で最高69度です。最終60分での最高温度148, 7度、平均温度64, 1度です。この様に原告が製造した現状仕様での要求耐火試験60分において余裕を持って合格しています。

以上のように原告が製造した「現状仕様」により多様な試験に合格しており、本試験に合格することは証明できています。

第13 被告が以上のような不法行為を行った動機（目的）を説明します。

① 動機（目的） 「御堂筋フロントタワー」での鹿島建設の請負代金を確保するため建屋引き渡し時期を遅らせ「商事留置権」の権利を確保し、取得する事が出来るよう鹿島建設が計画した不当行為に被告が事態対応の責任者として、不法行為であることを認識したうえで協力しました。これは鹿島建設も認めています。（甲第111号証）P・5（4）「当社（鹿島建設）は三菱地所からの上記報告を受け請負代金が支払われない懼れが生じたことから平成21年12月25日TMK（建築主）に対し、ローンの調達状況を報告するよう求めましたが、TMKから暮れに回答はなされませんでした。これにより当社（鹿島建設）としては、契約通り本件建物を先に引き渡した場合、請負代金を支払ってもらえず、その上本件建物の「留置権」等も主張できなくなってしまう不安が現実的なものとなりました」このような不当行為に被告は事態対応の責任者として積極的に参加し「鹿島建設の請負代金（約40億円）を確保をする為に「御堂筋フロントタワー」の関係者に不適合と判断させる為の資料作成及び確認の為の試験を鹿島建設に行わせた責任は被告にあります。試験を故意に不適合と判断させるための試験体パネルを製造させ鹿島建設に「性能評価機関」において確認試験を受験させ国交省に不適合と判断させる情報を提出させ平成22年4月7日のプレス発表を行わせました。以下に被告及び鹿島建設が「御堂筋フロントタワー」関係者に提出した「KOパネルを不適合と判断させ確認試験も行っていない段階では正工事を決定していたこと」の証拠を示します。

イ 甲第101号証 「KOパネル製作要領書及びQC工程表」

ロ 甲第103号証 平成22年1月14日 是正工事を行う事

- ハ 甲第 105 号証 平成 22 年 1 月 18 日 KO パネル是正指示書
- 二 甲第 107 号証 平成 22 年 2 月 10 日 KO パネル是正工事着工願
- ホ 甲第 108 号証 平成 22 年 2 月 10 日以前 改修工事計画書作成
- ヘ 甲第 115 号証 平成 22 年 1 月 14 日に「特定行政庁と協議しながら性能確認と是正の準備を進めております」

KO パネルは不適合と決めつけ、その裏付けの為に性能確認試験を行うことを計画していたという事です。

以上の様に建屋引き渡しを伸ばす為に、是正工事を行う事が先にありきで、問題を発生させた事は明白です。

② 被告は上記行為をした上で、原告の倒産を企み、平成 22 年 1 月末の原告に対する被告からの支払い（平成 21 年 12 月末被告担当者と確認済みの金額）を連絡もなしに突然止め、その後も何の連絡もしてこないような状態の中の平成 22 年 4 月 21 日に千葉の曾我設計事務所に「KO パネル」の売り込みをしています。この様に被告は原告の信用を失墜させて、被告自身がパネル製造することを考え「KOF プロジェクト」で開発した技術及び特許内容を我が物にすることを企んだのです。

第 14 被告自身が自己責任において調印した「共同出願契約書」について

イ 共同出願契約書（甲第 1 号証）本陳述書 P-10 より P-12 で詳しく述べているように、第 2 条（権利の取得および管理）・第 3 条（権利の保全）・第 4 条（製造及び販売）・第 10 条（実施に許可）・第 11 条（実施上の責任）・第 12 条（関連発明等）・第 13 条（秘密保持）・第 17 条（協議事項）以上 8 項目の条約に違反したことに対し第 14 条（損害賠償）に基づき原告は違反した当事者（被告）に対し損害賠償請求を行います。

ちなみに、訴状（P-13, 16 より P-16 へまで）開発経緯・各種認定取得のための費用・KO パネルの製造ライン（協力会社も含む）「協力会社とは 10 年間での設備償却をするため発注単価に償却費を含む契約である」等、約 2 億 8 千 8 4 7 万 7 8 8 0 円。この金額は共同開発 5 社で結んだことにより原告の製造者責任を完遂するために必要な開発費及び設備費である。

第15 損害賠償請求の内訳

本件は国交省の耐火認定不適合と公表されその原因になった被告の不法行為（故意に不適合となることを認識して作成した試験体図甲第6号証及びその甲第6号証に基づく不当試験体パネルの製造等）を原告は訴えているのです。その被告の不法不正行為によって原告が持っていた社会的名譽信用毀損及び原告が長年培ってきた技術及び信用を損失したことにより国交省の公表以後すべての仕事は受注できなくなり、現在は倒産状態にされてしまいました。よって「訴状P-16より(2)」KOFの基となるKOパネルの開発が始まった平成16年から平成21年までの5期分の完工工事利益の平均は6789万9396円です（甲第18号証）。KOFは非常に価値の高いものです。今後優に10年以上は原告にかかる利益をもたらすべきものでした。しかしながら本件により原告の信用が毀損され取引も停止が相次ぎ現実的に年間百数十万円の利益しか取得できなくなっています。それゆえ原告は本件としては少なくとも完工工事利益の10年分の金6億7899万3960円の損害が発生したと言わざるを得ませんが、原告はその内金3億3949万6980円の請求をするものです。なお、本件においては損害の発生は明らかですが「民事訴訟法248条」によって裁判所が相当な損害額を認定することもできると首肯すべきです。

第16 さらに、本件における被告が行った重大な不法行為を以下に示します

- イ 正当な現状仕様のパネルを製造した原告のみに与えられている正式な確認試験を受ける権利（業務）を、被告は数々の不当不正試験体パネルを製造し、故意に不合格になる試験を鹿島建設に行わせ、原告が正当なパネルであることを立証するために行う確認試験を被告は妨害した「業務妨害」
- ロ 特許再審査請求手続きにおいて被告のみが権利放棄を拒否した事により原告が考案発明したロックキング工法の特許権取得をするための権利を放棄しなければならなくなりました。再審査請求とは特許申請を提出後約3年間に調査され、3年後に再審査手続きを行った後特許公開され、他社からの異議申立てがない場合に、特許権の発行となる手続きです。この様な原告の知的財産権を取得する権利を被告は妨害したのです。

ハ 甲第96号証覚書について

この覚書は原告が被告に対し「改修工事を行っているならば証拠の提出を求めた」事により当初から平成25年4月まで何も証拠は提出されず最後の段階で「改修工事を行ったことを証明するために証拠として提出された」日本を代表する建設会社「鹿島建設専務執行役員」の署名のみで信用させることを考えた書類です。鹿島建設が施工したという7物件は全て現在も原告製造のKOFパネルは取り付けられたままです。しかし改修工事を行うために使用する耐火認定番号は被告の

不正行為によって取得された耐火認定番号です。この事は「現状仕様」のパネルを取り外すことなく施工したならば、本件の問題と同じく「耐火認定と異なる仕様」となり、不法建築物となります。又、「御堂筋フロントタワー」以外の6物件において改修工事を行うことは不可能と原告は再三述べましたが被告からは反論もなく改修工事を行ったという証拠は提出されていません。鹿島建設6物件の現場において改修工事が行われた証拠は一切ありません。これは原告が入手した甲第106号証「御堂筋フロントタワー」のみ改修工事が行われていて、その他の6物件は改修工事をしていない事を示すものになります。又、本覚書は、P6において「KOパネルに関する（被告）（原告）間での訴訟資料に供する場合は」と法廷での証拠として提出される事を予想して書かれており、この覚書には事実に反する証言が入っています。証拠を提出せぬままに改修工事を行った事にする為の不正な覚書です。

第17 総括

国交省も鹿島建設も被告自身も「現状仕様」（本件施工外壁と同一の仕様）の試験での「原告製造のKOFパネル」での受験を一度も行なわず最初から不適合と判断されるような試験体パネルを製造し、試験を受け不合格と判断されるような行為は不法です。この事は被告が「試験体図」（甲第6号証）を最初に作成したことにより鹿島建設も「現状の仕様」と、甲第6号証での仕様は違う事を認識しているながら、また甲第13号で述べている「現状仕様」での受験を計画しながら行っていない事からも全て被告主導で「御堂筋フロントタワー」の「本件建物の外壁の一部の仕様で耐火構造認定の条件と異なっている」と関係者に主張し、確認のための試験を行うことを要請し、故意に不合格とさせ公に公表する為に国交省を利用し、不適合とプレス発表させた不法行為です。このような不法行為を被告が率先して行っていたことをご判断下さり、被告に対して厳しく判決して頂けるようお願い致します。

以上